第4章 重点課題ごとの取組方針と 施策・事業の実施

第4期プランにおける重点課題

第3期プランでは、重点課題ごとの取組方針と実施していく具体的な165の施策・ 事業(うち、新規の施策・事業は49)を掲げ、計画期間中(平成18年度~20年度) にすべての施策・事業に着手しました。

第4期プランは、平成26年度を最終目標とする中間的段階の計画と位置付けていることから、計画の連続性及び整合性を維持するため、第3期プランの重点課題を引き継ぎ推進することとし、施策・事業数は186となり、うち新規項目は31項目となっています。

数値目標を掲げた施策については,第4期プランにおいても,目標達成に向け,着実 に整備を進めていきます。

■ 6つの重点課題

【重点課題1】

認知症をはじめとする 要援護高齢者及びその 家族の生活支援

【重点課題2】

総合的な介護予防の推進

【重点課題3】

健康増進・生きがいづくり の推進

【重点課題4】地域における総合的・継続的な支援体制の整備

【重点課題5】介護保険事業の適正かつ円滑な運営

【重点課題6】誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

【重点課題1】認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族の生活支援

取組方針

要援護高齢者及びその家族の自立した生活を支援するため、地域の特性を踏まえて、ニーズに対応した介護サービスを量と質の面から確保するとともに、在宅生活を総合的に支援するという観点から、介護保険以外の保健福祉サービスについても引き続き充実に努めます。また、療養病床の再編成への対応についても、医療・介護の必要な方に、適切なサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

また、認知症高齢者が住み慣れた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、認知症についての正しい理解の普及、原因となる疾患の予防、早期発見、治療、相談体制の充実、認知症高齢者を介護する家族への支援、高齢者虐待防止をはじめとした高齢者の権利擁護対策等多様な側面から取組を進めます。

【施策の体系】

施策・事業数 39(うち, 新規5)

1 介護サービスの充実

(1)施設・居住系サービスの充実

- 101 施設・居住系サービスの整備促進
- 102 小規模特別養護老人ホームの整備促進
- 103 個室・ユニットケアの推進
- 104 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者への重点化に対する取組

(2) 居宅サービスの充実

- 105 居宅サービスの整備促進
- 106 地域密着型サービスとの連携

2 介護保険以外の保健福祉サービスの充実

(1)入所施設の充実

- 1 O 7 軽費老人ホーム (A型) の制度見直しに伴う転換・改築支援及び養護老人ホームの老朽対策
- 108 ケアハウスの整備促進
- 109 ケアハウスの介護機能の強化

(2) 在宅保健福祉サービスの充実

- 110 生活支援サービスの提供
- 111 難病のある高齢者への支援
- 112 精神疾患のある高齢者への支援
- 113 緊急時に対応するサービスの実施

(3) 高齢者を介護する家族への支援

- 114 家族への介護用品の給付,福祉用具の利用支援
- 115 家族への看護・介護方法の普及
- 116 家族の健康管理支援

3 認知症高齢者対策の推進

(1) 認知症に関する正しい理解の普及

- 117 認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業の充実
- 118 認知症介護の入門講座の実施

(2) 認知症の原因となる疾患の予防や相談・診断体制の充実

- 119 認知症の原因となる疾患の予防に関する知識の普及・啓発
- 120 認知症高齢者に係る医療体制の充実
- 121 認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施
- 122 専門機関による相談事業の充実
- 123 施設・事業所の認知症ケア技術の向上〔新規〕

(3) 関係機関の連携体制の確立

- 124 関係機関等の連携体制の充実
- 125 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり

(4)権利擁護対策の推進

- 126 権利擁護に関する制度の周知・広報
- 127 権利擁護相談事業の充実
- 128 地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の利用支援

4 高齢者虐待防止事業の推進

- 129 虐待の早期発見・早期対応
- 130 関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 131 緊急避難の場所の確保
- 132 養護者・家族への支援
- 133 施設・事業所における虐待の防止
- 134 権利擁護対策の推進
- 135 虐待に関する周知・啓発,研修会等の実施

5 療養病床の再編成と円滑な転換に向けた支援

(1) 療養病床の再編成に伴う受け皿の確保

136 受け皿となる施設等サービス提供基盤の充実や在宅医療の充実〔新規〕

(2) 在宅ケア体制の充実

- 137 保健・医療・福祉の連携体制の整備〔新規〕
- 138 かかりつけ医等の確保〔新規〕
- 139 診療所の在宅支援機能の強化〔新規〕

1 介護サービスの充実

(1)施設・居住系サービスの充実

要支援・要介護認定者数やひとり暮らし高齢者世帯数の今後の増加を踏まえ、施設・居住系サービスの整備等目標数(「第5章介護サービス量及び事業費の見込み」参照)に基づき、介護保険施設及び特定施設の指定権限を有する京都府とも連携し、基盤整備を着実かつ適正に推進します。施設サービス別には、重度の要介護認定者への対応に重点を置き、特別養護者人ホームに比重を置いて整備を推進します。居住系サービスでは、今後の認知症高齢者の増加に対応するために、認知症高齢者グループホームの整備を推進します。

また、施設利用者が入所後もその人らしい生活が継続できるよう、施設の個室化・ ユニットケア化を推進します。

[施策・事業]

101 施設・居住系サービスの整備促進

特別養護老人ホームの新規整備については、社会福祉法人による個室・ユニットケア施設を原則とし、本市の交付金も活用して整備を促進します。さらに、社会福祉法人が利用者のニーズに応え、積極的に新規整備に取り組んでいけるよう、事業用地として公共用地の活用を検討するとともに、京都市老人福祉施設協議会と協働して、新たに施設経営モデルの調査・研究を推進します。

認知症高齢者グループホームの整備促進については、今後の認知症高齢者の増加 に見合うサービス量を確保するため、事業者が参入しやすい条件を整えるとともに、 本市の交付金も活用して整備を促進します。

また、社会福祉法人、医療法人等の民間事業者が単独で整備を行う介護老人保健 施設及び特定施設についても、要介護認定やサービスの利用状況、今後の整備可能 数等を情報提供することにより、事業者による整備を促進します。

102 小規模特別養護老人ホームの整備促進

地域密着型サービスとして位置付けられた小規模特別養護老人ホーム(定員29人以下)については、社会福祉法人による個室・ユニットケア施設を原則とし、本市の交付金も活用して整備を促進します。

なお、小規模特別養護老人ホームのうち、既存の特別養護老人ホームとの密接な連携を前提として設置されるサテライト型の施設については、社会福祉法人が本市交付金を用いずに建物を賃借して運営する整備手法も可能なことから、こうした手法によるものについても、指導、助言を行うことにより、整備を促進します。

│1 03│ 個室・ユニットケアの推進

新規整備については、個室・ユニットケア施設を原則とするほか、既存施設についても、本市の交付金も活用して個室・ユニットケア施設への改修を推進します。 また、利用者のその人らしい生活の尊重と継続を目指し、ユニットケアの取組への支援等によりサービス内容の向上を図ります。

104 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者への重点化に対する取組

入所の必要性の高い方が早期に入所できるよう,各施設に対し,特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用を指導します。また,重度者への重点化に関する対応を図るため,施設職員の技術向上を図ります。

(2) 居宅サービスの充実

高齢者人口の増加や居宅サービスメニューの拡充に伴い、今後も居宅サービスの利用者の増加が見込まれることから、引き続き、民間事業者による介護サービス事業所の開所や事業規模の拡大によるサービス量の増加を図るとともに、身近な地域でサービス提供を行う地域密着型サービス事業との連携を進めます。

[施策・事業]

105 居宅サービスの整備促進

ホームへルプサービスやデイサービス,ショートステイ等の居宅サービスの基盤整備については,原則として,社会福祉法人や医療法人,営利法人等の民間事業者が整備を行います。各地域において必要なサービス量が確保されるよう,要支援・要介護認定やサービスの利用状況,地域ごとのサービス事業所数等の情報提供を行い,介護サービス事業者の参入や事業拡大を促進します。

また、山間地域においては、通常の介護報酬では、採算上の理由から居宅サービスが行き届かない場合があり、当該地域での必要なサービス量を確保し、居宅サービスの普及を図る観点から、当該地域にサービス提供を行う事業者に対して協力金を交付することにより支援を行います。

|106| 地域密着型サービスとの連携

ひとり暮らしの高齢者が24時間安心して在宅での生活ができるように, 夜間対応 型訪問介護と通常の訪問介護との連携を促進します。

また,小規模多機能型居宅介護サービスの利用が望ましい高齢者の方に利用していただけるよう,各区役所・支所で行われる事業者連絡会等においてサービス内容のPRや情報交換を行うなどにより,小規模多機能型居宅介護事業所と地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を促進します。

2 介護保険以外の保健福祉サービスの充実

(1)入所施設の充実

養護者人ホームについては、条件が整った施設から現行の設備基準に適合するよう、老朽改築や個室化改修を推進します。

また、ケアハウスについては、整備目標量(「第5章介護サービス量及び事業費の 見込み」参照)に基づき、基盤整備を推進するとともに、介護機能の強化を図ります。

[施策・事業]

107 軽費老人ホーム(A型)の制度見直しに伴う転換・改築支援及び 養護老人ホームの老朽対策

市内の軽費老人ホーム(A型)については、老朽化が進んでいることに加え、基準省令が制定されたことに伴い、今後、運営法人と連携してケアハウスへの転換・改築支援を検討します。

また,養護老人ホームについては,本市の交付金も活用して,条件の整った施設から, 老朽改築を進めるととともに,個室化に必要な改修や運営上の指導・助言等の支援 を行います。

108 ケアハウスの整備促進

ケアハウスの新規整備については、社会福祉法人によるユニットケア施設、特定施設 入居者生活介護の事業者指定を原則とし、本市の交付金も活用して整備を促進します。 なお、施設整備に当たっては、高齢者専用賃貸住宅等、他の高齢者居住施設との 地域的なバランスを十分考慮して行います。

109 ケアハウスの介護機能の強化

重度化するケアハウスの入居者への対策として、特定施設入居者生活介護の事業 者指定の取得等、介護機能の強化を進めます。

(2) 在宅保健福祉サービスの充実

介護や支援が必要な状態であっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域の中で 自立した生活を継続できるよう、介護サービス事業との連携を図りながら在宅保健 福祉サービスの充実を図ります。

[施策・事業]

│1 1 0│ 生活支援サービスの提供

ますます増加するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を支援するため、 心身の状況に応じて、配食サービスや入浴サービスの提供、日常生活用具の給付等 の生活支援サービスを提供します。

111 難病のある高齢者への支援

保健所・支所で、難病のある高齢者に対して訪問相談を実施するとともに、 ホームヘルパーの派遣や日常生活用具の給付等を行います。また、地域において 専門医による医療相談を実施します。

112 精神疾患のある高齢者への支援

保健所・支所で、精神疾患のある高齢者に対して、精神保健福祉相談や訪問指導を行い、日常生活上の指導や適切な医療につなぐなど、専門的な立場から地域で安定した生活ができるよう支援します。

また、こころの健康増進センターにおいても精神科医や精神保健福祉相談員が 相談に応じます。

113 緊急時に対応するサービスの実施

緊急通報システムを充実するとともに、短期入所生活介護の利用が緊急に必要となったときに利用できる短期入所生活介護緊急利用者援護事業(緊急ショートステイ)を実施します。

(3) 高齢者を介護する家族への支援

介護を要する高齢者に必要な介護サービスを提供するほか, 高齢者を介護する家族への負担軽減策の充実を図るとともに、健康管理への支援も図ります。

〔施策・事業〕

114 家族への介護用品の給付、福祉用具の利用支援

在宅で重度の寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している低所得の家族を対象として、家族介護用品給付事業を実施します。給付内容については利用者の要望に沿って充実を図ります。

また, 洛西ふれあいの里保養研修センターで実施している福祉用具の展示や利用 に係る相談事業, 長寿すこやかセンターで実施している自助具のフィッティングや 改造に係る相談事業等により福祉用具の利用支援を図ります。

│1 1 5│ 家族への看護・介護方法の普及

洛西ふれあいの里保養研修センターで,要援護高齢者を介護している家族向けの 介護学習を開催するとともに,その学習内容の充実を図ります。

地域包括支援センターや長寿すこやかセンターでは、認知症高齢者を介護する 家族を対象に、介護の心構えや適切な看護・介護方法の普及を図ります。

116 家族の健康管理支援

在宅で介護する家族が主体的に健康管理できるよう、健康診査、健康教育、健康 相談等を通じて、介護に伴う心身の疲労の軽減や腰痛・肩こりの予防等、健康の 保持・増進に関する知識の普及・啓発等の必要な支援を行います。

また、長寿すこやかセンターでは、認知症の人と家族の会と連携して、認知症の 人の介護家族交流会を実施し、地域社会における家族の孤立を防止するとともに、 家族の精神的な負担を軽減します。

3 認知症高齢者対策の推進

(1)認知症に関する正しい理解の普及

認知症に関する知識や正しい理解の更なる普及に努めるとともに、認知症高齢者や 家族が地域社会から孤立しないよう啓発活動を進めます。

[施策・事業]

117 認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業の充実

認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、認知症になっても尊厳を持って地域で安心して暮らし続けていくことができるまちづくりを一層推進するため、認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業(本市における「認知症サポーター100万人キャラバン事業」)に引き続き取り組み、認知症あんしんサポーターの更なる育成及び認知症あんしんサポートリーダーの機能強化を図ります。

118 認知症介護の入門講座の実施

長寿すこやかセンターで、認知症介護に関する基礎的な知識の普及を図るため、 広く市民を対象とした認知症介護の入門講座を開催し、市民の認知症の理解と普及 を進めます。

(2) 認知症の原因となる疾患の予防や相談・診断体制の充実

地域包括支援センターの保健師等、より身近な地域で認知症に関する専門的な相談が受けられるよう体制の充実を図ります。

また、地域における認知症高齢者に係る医療体制の充実を図り、認知症の早期発見・ 早期診断に努めます。

〔施策・事業〕

|1 1 9 | 認知症の原因となる疾患の予防に関する知識の普及・啓発

保健所・支所で、認知症の原因の一つである動脈硬化症や脳卒中等の予防につながる 健康教育を実施し、予防に関する知識の普及・啓発を図ります。

|120| 認知症高齢者に係る医療体制の充実

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、状況に応じて、医療と介護が一体となり、認知症の早期発見と早期対応体制を整備します。

また、サポート医による認知症かかりつけ医研修を開催し、高齢者と身近に接するかかりつけ医による認知症診療体制を整備し、認知症高齢者が尊厳を持って地域で安心して生活できるよう取り組みます。

121 認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施

保健所・支所で、地域精神保健福祉活動として必要に応じて認知症高齢者がいる 世帯を訪問し、適切な医療につなぐなど医療機関との連携を図り、必要な指導・助言 を行います。

122 専門機関による相談事業の充実

長寿すこやかセンターやこころの健康増進センターとの密接な連携の下,地域包括 支援センターの保健師等により,より身近な地域で専門的な相談が受けられるよう 体制の充実を図ります。

123 施設・事業所の認知症ケア技術の向上〔新規〕

認知症高齢者を介護する職員やその指導的立場にある職員に対して,認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより,認知症ケア技術の向上を図るとともに,認知症介護の専門職員を養成し,認知症高齢者に対する介護サービスの充実に努めます。

(3) 関係機関の連携体制の確立

保健、医療、福祉の関係機関等の連携をより強化していくため、長寿すこやかセンターを中心に、地域包括支援センターや医療機関との連携を図ります。

また、地域包括支援センター等を核とした地域ケア会議(詳細は重点課題4「地域における総合的・継続的な支援体制の整備」参照)で、地域の認知症高齢者への対応についても協議します。

[施策・事業]

124 関係機関等の連携体制の充実

認知症高齢者への対応については、早期発見、早期治療から介護サービス等の 生活支援まで、連続性のある体制が必要であり、長寿すこやかセンター、こころの 健康増進センター、区役所・支所、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医 等の医療機関、生活支援を行う介護サービス事業者が相互に連携する体制の充実を 図ります。

また、医療の中核的役割を担う認知症疾患医療センターの設置、地域での認知症 ケアと医療の連携を図る認知症連携担当者の地域包括支援センターへの配置、障害 保健福祉施策と連携した若年性認知症者一人ひとりの状態に応じた支援体制の構築 について検討します。

125 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり

徘徊高齢者あんしんサービス事業の実施とともに、京都府警察本部が実施している徘徊高齢者SOSネットワークに参加・協力し、地域の関係機関と協力して徘徊のある認知症高齢者の早期発見・保護や身元確認が円滑に行える体制づくりに取り組みます。

(4)権利擁護対策の推進

長寿すこやかセンター、区役所・支所、地域包括支援センターの連携体制を強化 するとともに、権利擁護のための事業等の充実を図ります。

また、区役所・支所、地域包括支援センター、地域の関係者や介護サービス事業者等が一体となって高齢者への権利侵害事例を、早期発見、早期対応する取組を進めます。

[施策・事業]

126 権利擁護に関する制度の周知・広報

で成年後見等を行う家族等への研修を実施します。

高齢者の権利擁護に関する様々な制度が広く市民に理解され、その利用が促進 されるよう、パンフレットやリーフレットを作成し、配布するなど、周知に努めます。

|127| 権利擁護相談事業の充実

権利擁護に関わる関係行政機関及び民間団体等で構成する京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議を運営します。また、長寿すこやかセンターの権利 擁護相談員及び弁護士等による相談体制を充実し、権利侵害について関係機関と 連携を図りながら解決に努めます。

128 地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の利用支援

認知症高齢者,知的障害のある方,精神障害のある方等が地域で生活するうえで,必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業について,事業を実施する京都市社会福祉協議会に支援を行い,同事業を推進します。また,成年後見制度について普及・啓発に努めるとともに,長寿すこやかセンター

身寄りのない重度の認知症高齢者等に成年後見制度の利用が必要な場合には、 市長による後見開始の申立てを行い、利用を促進するとともに、申立て費用、 後見人報酬の負担が困難な方に対して費用の全額又は一部を助成します。

4 高齢者虐待防止事業の推進

高齢者虐待に的確に対応できる体制の充実に取り組み,虐待のない誰もが安心して 住み続けられる「安心モデル都市」の実現に努めます。

〔施策・事業〕

129 虐待の早期発見・早期対応

虐待の早期発見と早期対応を目的として、地域の見守りや関係者の連携支援体制の強化のため、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター、医療機関や介護サービス事業者等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を運営します。

│1 3 0│ 関係機関の連携・協力によるチーム対応

養護者・家族との人間関係や介護負担、経済状況等の高齢者虐待の様々な要因に対応するため、地域包括支援センターと区役所・支所が中心となって、医療機関、警察等の多方面の関係機関が連携・協力しながら高齢者や養護者・家族の生活を支援します。

|131| 緊急避難の場所の確保

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、老人福祉法におけるやむを得ない事由による措置を活用した緊急一時保護する体制である緊急入所システムや短期入所生活介護緊急利用者援護事業(緊急ショートステイ)、高齢者虐待シェルター確保事業等により、高齢者の安全を確保します。

|132||養護者・家族への支援

虐待をしている養護者・家族を単に加害者として捉えるのではなく、養護者・ 家族が抱える介護負担や経済状況、医療的課題等の様々な課題を理解し、高齢者だけで なく、養護者・家族が抱えるこれらの課題の解決に向けて支援します。

133 施設・事業所における虐待の防止

施設・事業所職員に対するケアの技術向上や虐待に関する研修を実施し、施設・ 事業所内での虐待の防止に向けた職員の資質向上に取り組みます。

また、施設・事業所内での身体拘束ゼロへの取組を進めます。

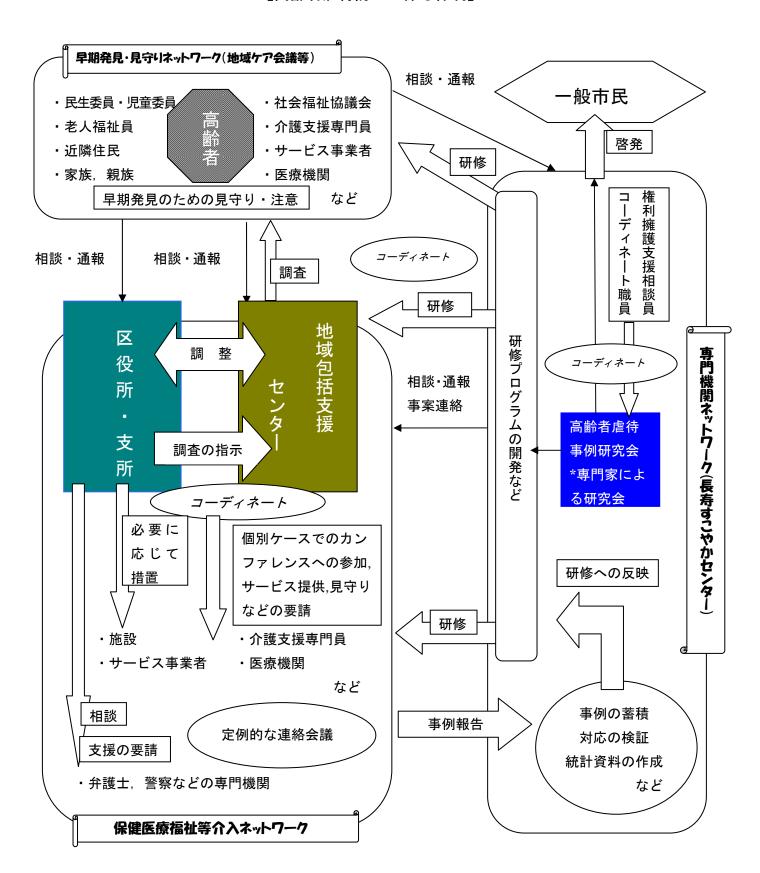
134 権利擁護対策の推進

権利擁護相談事業や地域福祉権利擁護事業,成年後見制度等の活用により, 高齢者の権利擁護に努めます。

135 虐待に関する周知・啓発、研修会等の実施

一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成や,講演会を開催すると ともに,養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する研修会や学識経験者等で 構成する高齢者虐待事例研究会を実施します。

【高齢者虐待防止に係る体制】



5 療養病床の再編成と円滑な転換に向けた支援

(1) 療養病床の再編成に伴う受け皿の確保

国の医療制度改革に伴い、平成24年3月末に介護療養病床が廃止され、療養病床が再編成されることになりました。医療の必要性の高い患者については医療保険で対応し、医療の必要性の低い患者については、病院ではなく、介護老人保健施設や居住系サービス等を利用することとされました。そのため、第4期計画期間中に、療養病床から介護老人保健施設等への転換が本格化することになります。

本市においては、廃止される介護療養病床や、転換意向を未定としている医療機関が多く、今後の動向を注視する必要があります。

京都府地域ケア確保推進指針を踏まえ、現に入院されている患者の方が必要な 医療・介護サービスを継続して受けていただくとともに、今後も医療的ケアが必要な 方や重度の要介護認定者が適切な医療・介護サービスを受けられるよう、本市として も、病院の許可権限等を有する京都府とも連携し、介護療養病床の円滑な移行を支援 し、受け皿の確保に努めます。

[施策•事業]

136 受け皿となる施設等サービス提供基盤の充実や在宅医療の充実〔新規〕

療養病床から介護老人保健施設等へ転換する意向のある医療機関からの相談に きめ細かに対応し、その転換が円滑に進められるよう、施設・居住系サービスの 整備等目標数を弾力的に運用するとともに、本市の交付金制度も活用して必要な 支援を行います。

また,在宅での生活を支えるサービス基盤として,居宅サービスや地域密着型 サービスの充実を図ります。

在宅医療が必要な方については、医療機関等と連携し、訪問看護等医療に関係 したサービスの充実に努め、適切な医療が提供できるよう取り組みます。

(2) 在宅ケア体制の充実

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、 保健・医療・福祉に関する様々な支援を行っていますが、医療制度改革に伴う療養 病床の再編成後も、必要な医療・介護サービスが利用できるよう、在宅ケア体制の 充実を図る必要があります。

介護老人保健施設等の体制の整備を図るだけでなく,地域包括支援センターを核と した地域における総合相談・支援窓口の充実,更には医療機関・介護支援専門員等と 連携を図ることで、より一層の在宅ケア体制の充実を図ります。

[施策•事業]

137 保健・医療・福祉の連携体制の整備〔新規〕

地域包括支援センターにおいては、包括的・継続的ケアマネジメントの強化に向けて、 区役所・支所、医療機関と連携し、包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 及び、個々の介護支援専門員に対しては、ケアマネジメント力向上支援の取組を 行います。

138 かかりつけ医等の確保〔新規〕

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅での主治医を 求める患者に対して、地域におけるかかりつけ医等の医療機関の情報提供に努めます。

139 診療所の在宅支援機能の強化〔新規〕

2.4 時間往診及び訪問看護等を提供できる在宅療養支援診療所等,在宅医療を 実施している医療機関の情報提供に努めます。